

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和8年10月22日（木） 午前10時00分から
場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- | | | |
|---|---|--------------|
| 1 | 令和9・10年度入札参加資格審査申請について
(令和9年4月1日認定予定) | 【契約課】……………1 |
| 2 | 総合評価落札方式一般競争入札の改正について
(令和9年4月1日以降適用開始) | 【契約課】……………2 |
| 3 | 地域条件付一般競争入札について
(令和9年4月1日以降適用開始) | 【契約課】……………4 |
| 4 | 工事成績条件付一般競争入札について
(令和9年6月1日以降適用開始) | 【契約課】……………5 |
| 5 | 年間維持管理業務における一抜け方式について
(令和8年11月1日以降適用開始) | 【契約課】……………7 |
| 6 | 電子契約の運用開始について
(令和9年4月1日以降運用開始) | 【契約課】……………8 |
| 7 | 東広島市週休2日運用工事等実施要領の一部改正について
(令和8年12月1日以降適用開始) | 【検査課】……………11 |
| 8 | 質疑応答 | |

東広島市

総務部	検査課	TEL082-420-0950
総務部	契約課	TEL082-420-0930

1 令和9・10年度入札参加資格審査申請について

1 趣旨

令和9・10年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格審査申請手続きを広島県及び県内市町で共同利用する資格審査受付システムを利用して申請受付を開始します。

2 受付期間

(1) 申請受付期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月20日（金）

(2) 書類提出期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月27日（金）

3 改正点

発注者別評価項目について

発注者別評価項目	R7・R8 配点		R9・R10 配点	
	事業者登録	5 点	事業者登録	5 点
建設キャリアアップシステム (CCUS)の活用状況	登録技能 労働者割合	75%以上 5 点 50%～74% 3 点 10%～49% 1 点	登録技能 労働者割合	75%以上 5 点

※令和9年4月1日付けで建設工事種類別格付基準の改正を予定しています。

4 認定通知

認定通知書は令和9年4月1日付けで通知予定です。

2 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達の推進を図るため、令和9年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施する上で、評価内容の見直し等の改正を行います。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事実績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事実績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 令和9年4月1日以降に公告する案件からの適用を予定している改正

(1) 技術力を適正に評価するため、次の見直しを行います。

ア 加算点

換算点を30点から、40点～60点に見直します。

イ 評価項目

(ア) 地域内における本店の有無

特定建設工事共同企業体を対象とする工事の場合は、東広島市内に本店を有する業者の出資比率、又は業者数の割合に応じた得点とします。(出資比率の小数点以下は切り捨て。)

(イ) 災害対応活動の有無

評価対象と評価年度を変更します。

○ 評価対象…災害復旧工事の「受注実績」から「応札実績」に変更します。

○ 評価年度…「令和3～8年度」から「令和6～9年度」に変更します。

(2) 地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 今後適用を予定している改正

より品質・精度の高い施工を行った業者を評価する観点から、工事成績評定の低い業者に対する減点項目の新設について、令和11年度からの運用開始を予定しています。

評価基準	配点
同一工種の工事成績評定点に65点未満の工事がある。	1件につき、-●点
同一工種の低入札対象工事において工事成績評定点が65点未満の工事がある。	1件につき、-●点

※ 複数の要素が重複した場合でも、減点は最大●点までとする。

令和9年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点(案)

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店 のみ	市外 参加可	市内本店 のみ	市外 参加可
I 型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小 計			6～10点		6～10点	
I 型・ II 型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績(直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点(直近3年間の平均) ※2	5点	○	—	○	—
		(3)建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況	0.5点	○	○	○	○
		(4)当該業種で優良建設工事表彰に該当(直近3年間) ※3	1点	○	—	○	—
		小 計		8.5点	2.5点	8.5点	2.5点
	3.配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格(専門資格を含む) ※4	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無(直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※5	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	1点	○	○	○	○
		小 計		5点	5点	5点	5点
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無 ※6	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種・類似工事の元請施工実績(直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
		小 計		—	2点	—	2点
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無 ※7	1点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無(前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合(一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合(資材を指定しない場合は、配点しない。)	1点	○	○	○	○
		小 計		3.75点	2.75点	3点	2.75点
	6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※8	0.25点	○	○	○	○
		小 計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
	7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保	5点	○	○	○	○
		小 計		5点	5点	5点	5点
	合 計(※ 各項目における、配点上限の合計値)			22.5～ 32.5点	17.5～ 27.5点	21.75～ 31.75点	17.5～ 27.5点

※1 平成24年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 令和6年度から令和8年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和9年5月31日以前に公告を行う案件は、令和5年度から令和7年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点85点以上	5.0
平均工事成績評定点65点～85点未満	$5.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 令和6年度から令和8年度までの表彰を評価対象とし、配点は次のとおりとする。

優良建設工事特別表彰(5年連続で優良建設工事表彰) 1.0、優良建設工事表彰 0.5

※4 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※5 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※6 特定建設工事共同企業体を対象とする工事の場合は、東広島市内本店業者の割合に応じた得点とする。

なお、出資比率の小数点以下は切り捨てとする。(甲型：市内本店業者の出資比率の合計×1.0点 乙型：市内本店業者数÷JV構成員数×1.0点)

※7 加点を行う災害復旧工事の応札実績対象年度は、令和6年度から令和9年度とする。

災害対応活動の配点は次のとおりとする。

10回以上 1.0、5回以上 0.5、協定締結のみ 0.25

※8 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)がある場合に評価の対象とする。

3 地域条件付一般競争入札について

1 趣旨

エリア分割による建設業者の受注機会を確保していくことで、建設業者の育成及び支援につなげ、雇用の維持・拡大や地域経済の活性化・好循環を促進するとともに、災害に強いまちづくりに資することを目的として、地域要件を入札参加要件に加えた「地域条件付一般競争入札」を引き続き実施します。

2 内容

(1) 試行対象工事

対象工事は次のいずれも満たす工事及び業務（年間委託は除く）とします。

ア 市内本店対象案件であること。

イ 維持修繕事業又は災害復旧工事における、土木一式工事であること（橋梁修繕工事は除く）。

※災害の発注状況等により地域条件付としない場合があります。

(2) 地域要件

東広島市内に本店を有し、発注工事の工事場所が属する地域内（次の表に掲げるとおり）に主たる営業所を有することを要件とします。

町	地域	認定等級
西条	西条	B
		C
高屋	高屋	B
		C
黒瀬	黒瀬	B及びC
安芸津	安芸津	B及びC
八本松	西部	B及びC
志和		
福富	北部	B及びC
豊栄		
河内		

※認定等級の区分で「B及びC」とあるのは、B・Cいずれの等級であっても入札可能とする。

3 適用日

令和9年4月1日以降に公告する案件から適用します。

4 工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札を、令和9年度も引き続き実施します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「工事成績条件付一般競争入札について」のとおりです。

設定要件、参加できない者については次のとおりです。

	令和8年度	令和9年度
設定要件	令和 <u>5</u> 年度から令和 <u>7</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者	令和 <u>6</u> 年度から令和 <u>8</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者
参加できない者	次の①又は②のいずれかに該当する者 ①令和 <u>5</u> 年度から令和 <u>7</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者 ②令和 <u>5</u> 年度から令和 <u>7</u> 年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）	次の①又は②のいずれかに該当する者 ①令和 <u>6</u> 年度から令和 <u>8</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者 ②令和 <u>6</u> 年度から令和 <u>8</u> 年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

3 適用日

令和9年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和6年度から令和8年度までの3か年の工事成績評定平均点が令和9年6月1日以降に通知されるため。）

工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を入札参加要件に加えた「工事成績条件付一般競争入札」を引き続き実施します。

2 内容

(1) 発注対象工事

発注対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設 計 金 額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク18件程度（各ランク各町2件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとします。

設 定 要 件
令和6年度から令和8年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者

※令和6年度から令和8年度までの工事成績評定平均点は、令和9年6月以降に、令和6年度から令和8年度までに工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して検査課から通知します。その際、対象受注工事が3件未満の場合には、不足1件当たり65点の「みなし評価点」の補正を行い算出します。

【参加できない者】

入札に参加できない者は、次に該当する者となります。

参 加 で き な い 者
次の①又は②のいずれかに該当する者 ①令和6年度から令和8年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者 ②令和6年度から令和8年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となります。

3 適用日

令和9年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和6年度から令和8年度までの3か年の工事成績評定平均点が令和9年6月1日以降に通知されるため。）

5 年間維持管理業務における一抜け方式について

1 趣旨

令和5年度から、市内業者の幅広い受注機会を確保することにより市内経済の好循環を図ることを目的に、道路河川等維持管理業務において導入している一抜け方式による入札を引き続き実施します。

2 一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより、順次その後の案件の落札者を決定する入札方式です。

3 対象案件

令和9年度の道路河川等維持管理業務 ※令和8年度中に発注するものに限る。

参考：令和8年度道路河川等維持管理業務一覧（令和7年度公告）

No.	業務名	発注単位	業種・認定等級
1	西条町 1 工区道路河川等維持業務	西条町	土木一式工事 A、B、C
2	西条町 2 工区道路河川等維持業務		
3	西条町 3 工区道路河川等維持業務		
4	西条町 4 工区道路河川等維持業務		
5	八本松町 1 工区道路河川等維持業務	八本松町	
6	八本松町 2 工区道路河川等維持業務		
7	志和町 1 工区道路河川等維持業務	志和町	
8	志和町 2 工区道路河川等維持業務		
9	高屋町 1 工区道路河川等維持業務	高屋町	
10	高屋町 2 工区道路河川等維持業務		
11	高屋町 3 工区道路河川等維持業務		
12	黒瀬町 1 工区道路河川等維持業務	黒瀬町	
13	黒瀬町 2 工区道路河川等維持業務		
14	黒瀬町 3 工区道路河川等維持業務		
15	福富町道路河川等維持業務	福富町	
16	豊栄町道路河川等維持業務	豊栄町	
17	河内町道路河川等維持業務	河内町	
18	安芸津町 1 工区道路河川等維持業務	安芸津町	
19	安芸津町 2 工区道路河川等維持業務		

※ 入札公告に「一抜け方式の対象」であることを明示します。

※ 開札の順位は、設計金額の高い順に設定します。

6 電子契約の運用開始について

1 趣旨

契約手続の利便性向上及び事務効率化を図るため、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る契約において、電子契約の運用を開始します。

2 内容

電子契約とは、紙媒体での契約書に代わり電子データに電子署名をすることによって、書面による契約と同様の証拠力が認められるものです。

(1) メリット

ア 受注者が来庁する手間が省ける。

イ 受注者の印紙税の納付が不要になる。

(2) 導入システム

GMOサイン電子契約サービス

※広島県の電子契約システムとは異なるもの。

(3) 認証方式

メール認証

※電子証明書は不要（インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能）

(4) 契約の流れ

別紙のとおり

(5) 費用負担

受注者の費用負担は不要です。

3 事前準備のお願い

(1) 電子契約の利用意向

入札参加資格申請において、電子契約の利用意向について回答してください。

（「補足記載事項調書」で電子契約の利用を「希望する」又は「希望しない」を選択）

(2) 電子署名用メールアドレス

入札参加資格申請において、電子契約の「電子署名」に使用するメールアドレスを回答してください。（「補足記載事項調書」に「電子署名用メールアドレス」を記入）

※入札参加資格申請において、電子契約の利用を「希望する」と回答する場合のみ。

※本店（委任する場合は、委任先）のメールアドレスと同じ場合は、記入不要。

4 契約事務の運用見直し

次の書類の提出方法等の取扱いを見直します。

(1) 契約保証金関係書類（保険証券、保証金納付領収書等）

(2) 建設リサイクル届出書

※見直し内容の詳細は、令和9年3月末までにホームページで公表します。

5 運用開始日

令和9年4月1日以降に契約を行う案件（変更契約も含む。）から適用します。
（ただし、受注者が書面契約を希望する場合は、従前どおり書面契約とします。）

電子契約の流れ

発注者（東広島市）

受注者

【落札決定後】

電子契約書案を作成する。

電子契約サービス
（GMOサイン）インターネット上で
契約締結契約書（PDFファイル）
をアップロードし、署名
依頼メールを送信する。契約書（PDFファイル）を
確認し、署名の手続を行う。契約書（PDFファイル）
を確認し、署名の手続を
行う。

【電子契約の完了】

発注者・受注者双方の署名完了後、双方に「電子署名完了のお知らせ」（電子メール）が届く。

【契約書の保管】

発注者・受注者双方が、電子署名が付された契約書（PDFファイル）をダウンロードし、保管する。

7 東広島市週休2日適用工事等実施要領の一部改正について (農林工事及び営繕工事を除く)

1 趣旨

持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、令和5年より週休2日の取組を行っています。

今回の改正は、週休2日工事の取組の更なる普及促進を図るものです。

2 主な改正の内容

(1) 発注方式

請負対象設計金額に関わらず、全て発注者指定型で実施

(2) 補正係数

請負対象設計金額に関わらず、港湾工事以外の補正係数を廃止

(港湾工事については、労務費の補正係数を廃止)

(3) 工事成績評定

受注者の責により、週休2日工事に取り組む姿勢がみられなかった場合、必要に応じて工事成績評定を減点

3 適用日

令和8年12月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用

(港湾工事については、令和8年10月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用)

改正内容及び対応

	改正前		改正後	
改正日	令和8年1月1日		令和8年10月1日 (港湾工事に係る補正係数改正) 令和8年12月1日 (制度改正・港湾工事以外の補正係数改正)	
対象	・請負対象設計金額 3億円未満の建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額 3億円以上の建設工事	・請負対象設計金額 3億円未満の建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額 3億円以上の建設工事
発注形式	【月単位】 発注者指定型 ※月単位の取組が未達成の場合は、原則、通期の週休2日	【完全週休2日】 受注者希望型 ※希望しない場合又は未達成の場合は、原則、月単位の週休2日	【月単位】 発注者指定型 ※月単位の取組が未達成の場合は、原則、通期の週休2日	【完全週休2日】 発注者指定型 ※完全週休2日の取組が未達成の場合は、原則、月単位の週休2日
補正対象	・月単位 ・通期（補正なし）	・完全週休2日（週単位） ・月単位 ・通期（補正なし）	・月単位（補正なし） ・通期（補正なし）	・完全週休2日（補正なし） ・月単位（補正なし） ・通期（補正なし）
			港湾工事の補正係数の改正	

※ 改正は土木のみ。農林・営繕については改正の情報提供があり次第、対応を決定する。